

議案第 66 号

墨田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 10 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）

第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準について定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「省令」という。）で使用
する用語の例による。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 法第 34 条の 16 第 1 項の規定による条例で定める基準は、この条例に定め
るもののほか、省令に定めるとおりとする。

(小規模保育事業所 A 型の職員)

第 4 条 省令第 29 条に規定する保育士は、常勤とする。

(小規模保育事業所 B 型の職員)

第 5 条 省令第 31 条第 2 項に規定する保育従事者の数のうち、6 割以上は、常勤の
保育士とする。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第 6 条 省令第 47 条第 2 項に規定する保育従事者の数のうち、6 割以上は、常勤の
保育士とする。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の一部改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について区の条例で定めることとされることに伴い、当該基準を定める必要がある。